

(広報資料)

平成29年6月20日
京都市建設局
〔担当：みどり政策推進室〕
〔電話：741-8600〕



下鴨神社地区の緑地協定が締結されました！！



京都市では、みどりに包まれた潤いのある快適な都市環境を維持増進することを目的として、市民や土地開発事業者の皆様に対して、都市緑地法に基づく緑地協定の普及を進めています。

この度新たに、京都市左京区下鴨神社地区において、緑地協定が締結されることとなりましたのでお知らせします。

記

1 緑地協定とは

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上します。

2 協定の概要

- | | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名称 | 京都市左京区下鴨神社地区緑地協定 |
| (2) 協定者 | 賀茂御祖神社（下鴨神社）
J R 西日本不動産開発株式会社
(※協定者がマンションの分譲等により当該地の権利を第三者に譲渡した場合、協定は第三者に引き継がれます。) |
| (3) 協定の認可日 | 平成29年6月19日（※都市緑地法に基づき、市町村長が認可） |
| (4) 期間 | 10年 |
| (5) 区域 | 京都市左京区下鴨泉川町60番，60番2 |
| (6) 概要 | 協定区域内のエノキやムクノキ等の対象木5本（幹回り2m～3m程度）について、適切に維持管理に努める。 |



対象木



対象木

京都市左京区下鴨神社地区緑地協定の区域写真

位置図



緑地協定に基づき、
今後 10 年間、対象木 5 本
の適切な維持管理に努める。



対象木のムクノキ

- 凡例
- : 協定対象区域
 - : 対象木5本